

大分県の最低賃金が変わります

大分県最低賃金は平成22年10月24日から
1時間631円 643円に変わります！

最低賃金額をご存じですか？

事業所で働く人（嘱託、臨時、パートタイマー、アルバイトを含む。）に支払う賃金は平成22年10月24日から次の最低賃金を下回ることはできません。

大分県最低賃金（地域別）額

時間額 643円 平成22年10月24日 効力発生

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる賃金であって、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られます。

従って、賞与、結婚手当などの臨時的賃金 時間外労働などの時間外割増賃金 休日労働などの休日割増賃金 精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。

最低賃金についてのお問い合わせは、大分労働局労働基準部賃金室
(097-536 3215) 又は、最寄りの労働基準監督署にご照会ください。